

## 4章 誘導区域

立地適正化計画では、以下の定義に基づき、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を定めます。

### 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

### 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

また、本市は、居住地となる平地が少ない一方、豪雨をはじめ災害が多い土地柄であり、居住の誘導に際して、通常の居住誘導区域とともに、居住に際して災害への危険性を住民に特に周知し、住まう地域のことをより知って避難などに活かしていけるよう、本市の独自の区域として、居住誘導区域内に「減災促進区域」を設けます。

### 【誘導区域の指定による効果】

誘導区域を指定することで、以下のような効果が期待されます。

#### 居住誘導区域の指定による効果

- ・ 居住誘導区域外で住宅開発や建築行為等を行おうとする場合には、市への届出が必要になり、届出に対して、区域内誘導のための協議や支援施策に関する情報提供をすることができます。
- ・ その他、国の補助制度を活用した区域内での公共施設整備等を進めることができます。

⇒災害不安の少ない、より安全な地域への居住誘導

#### 都市機能誘導区域の指定による効果

- ・ 別途定める誘導施設の区域外での建築・開発や、区域内の既存施設の休廃止・転出に際して、市への届出が必要になり、届出に対して、区域内誘導のための施策に関する情報提供や開発行為の規模の縮小・中止等を勧告することができます。

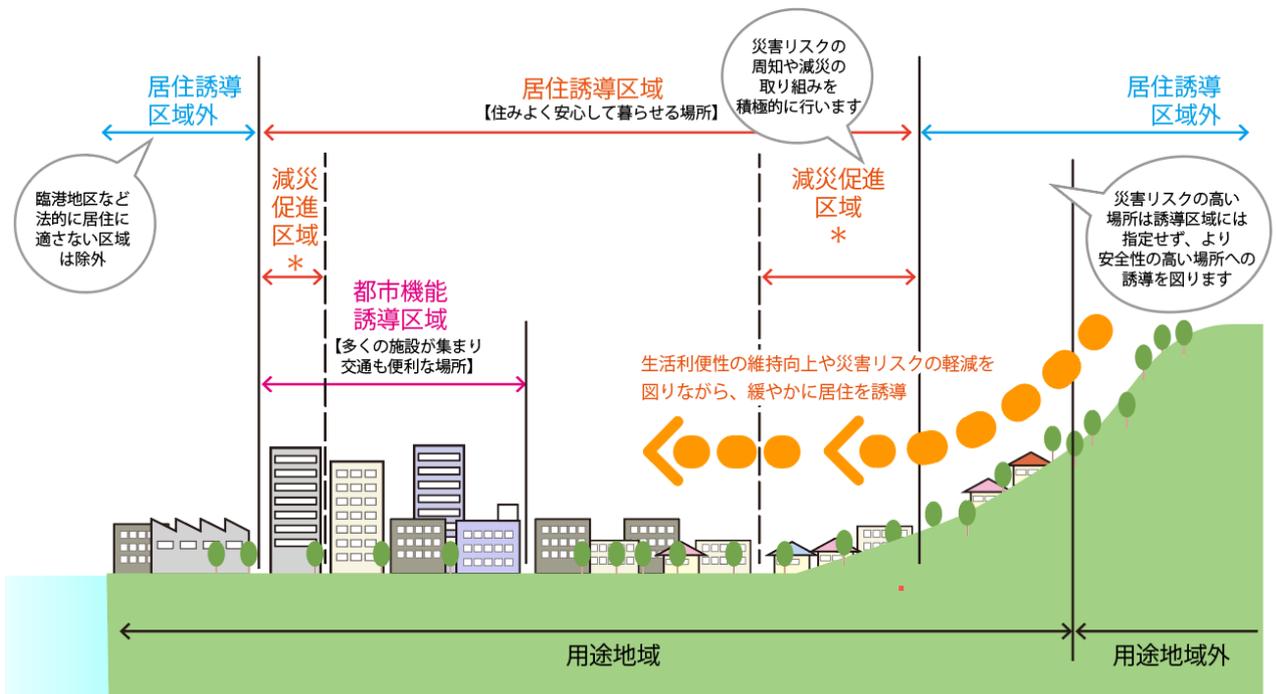
⇒誘導施設の立地誘導、転出抑制

\*いずれも区域外での施設や住宅の建設を禁止するものではなく、既存の施設・住宅の継続的な立地を制限するものでもありません。

## 誘導区域の概要

居住誘導区域	
	人口減少下においても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように一定の人口密度が保たれた、居住を誘導する安全で暮らしやすい区域
減災促進区域*	居住を誘導する区域ですが、同時に災害リスクの周知をはじめ、減災の取組を積極的に進める区域
都市機能誘導区域	都市全体における高度な都市機能（医療、福祉、商業等）を都市の中心拠点に誘導・集積し、都市サービスを効率的に提供する区域

\*減災促進区域は本市が独自設定する区域



\*印は本市で独自設定するものです。

## 1. 居住誘導区域

### 1) 居住誘導区域の指定方針

まちづくりの方針等を踏まえ、居住誘導区域は以下の考え方に従って定めていきます。

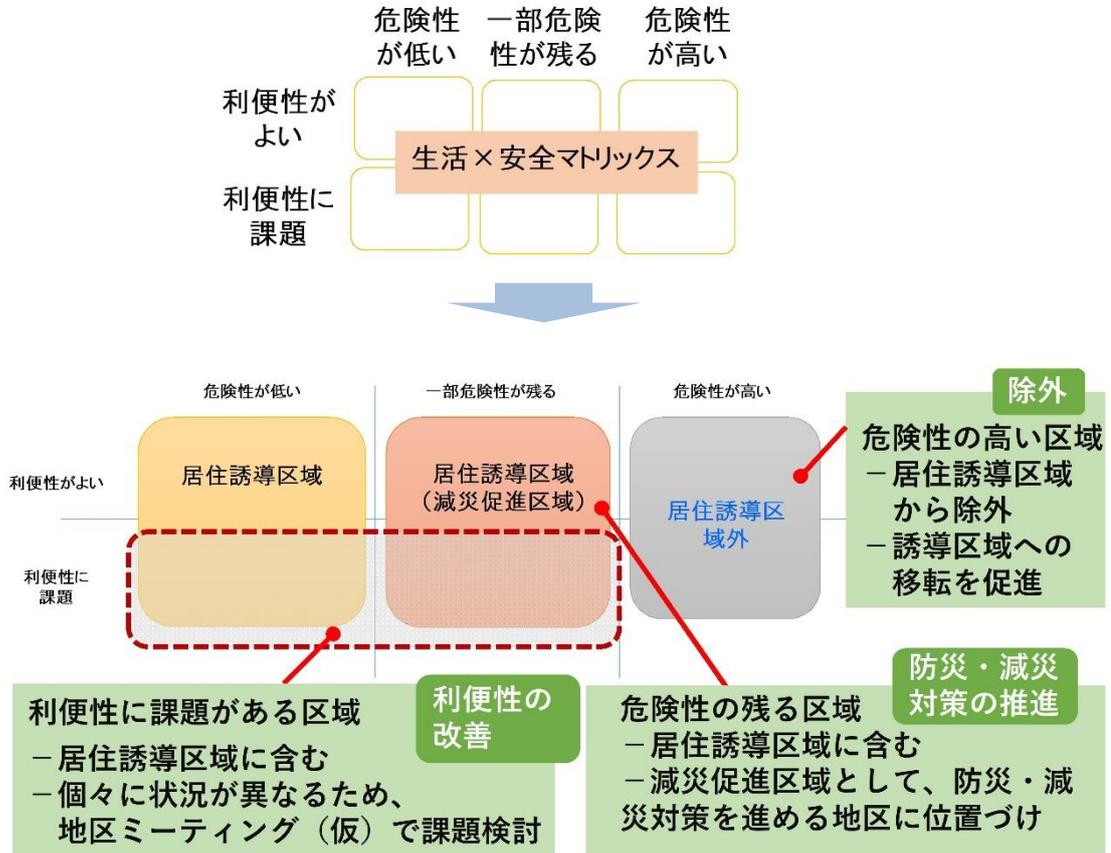
#### ■居住誘導区域の指定方針

居住誘導区域は、島内の限られた市街地の中で、安全、安心、快適な居住環境として形成していくことが可能な範囲を指定します。これにより、拠点周辺で利便性の高い居住空間を形成するとともに、危険性の高い箇所在市街化や、市街地周辺部の無計画な開発を抑制します。

ただし、今後の良好な住環境整備の必要性やこれまでの市街地形成の経緯等を踏まえると、コンパクトな市街地形成がなされていることから、極力誘導区域の面積を確保する方針で区域設定を行ないます。

■指定にあたっての考え方

現行の用途地域を、生活利便性／安全性 の2つの観点から分析し、以下のマトリックスに基づき判断していきます。



- 危険性が高い場所は、利便性の良否に係らず、居住誘導区域外とします。
- 危険性が高い場所以外で利便性に課題のある場所は、居住誘導区域に含めたうえで、今後、地区ミーティング（仮）において、地区別での課題解決に継続して取り組んでいくこととします。
- 一部危険性が残る場所は、居住誘導区域（減災促進区域）に位置づけます。  
かつ利便性に課題がある場所は減災促進区域に位置づけたうえで、上述のとおり、地区ミーティング（仮）で課題解決に取り組みます。

## 2) 居住誘導区域の指定手順

- ・ 居住誘導区域は、用途地域内に指定することを前提とし、都市計画運用指針の考え方等を踏まえ、以下の手順で設定します。

<b>生活利便性</b>	<p>生活利便性が確保される区域として、拠点や公共交通、店舗等への容易なアクセスが可能な以下の範囲を対象。</p> <p><u>生活利便性が確保されるエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 幹線的なバス路線のバス停から近い（300m圏内） もしくは</li><li>■ 店舗（スーパー・コンビニエンスストア）が徒歩圏（800m圏内）（コミュニティの観点から町丁目単位で設定。部分的に対象なら区域内とします。）</li></ul> <p>※その他施設分布や将来人口分布は抽出の条件とはしませんが、検討過程において状況を確認しており、今後の地区ごとの検討の材料として取りまとめます。</p>
--------------	---



<b>安全性</b>	<p>「都市計画運用指針」に基づき以下のような区域を、危険性が高いエリア、一部危険性が残るエリアとして位置づけ。</p> <p><u>危険性が高いエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 居住誘導区域に含まない区域（農用地区域、自然公園特別地域等）</li><li>■ 原則居住誘導区域に含まないこととすべき区域（土砂災害特別警戒区域等）</li><li>■ その他</li></ul> <p><u>一部危険性が残るエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 総合的に勘案すべき区域（土砂災害警戒区域、津波浸水区域等）</li></ul>
------------	--

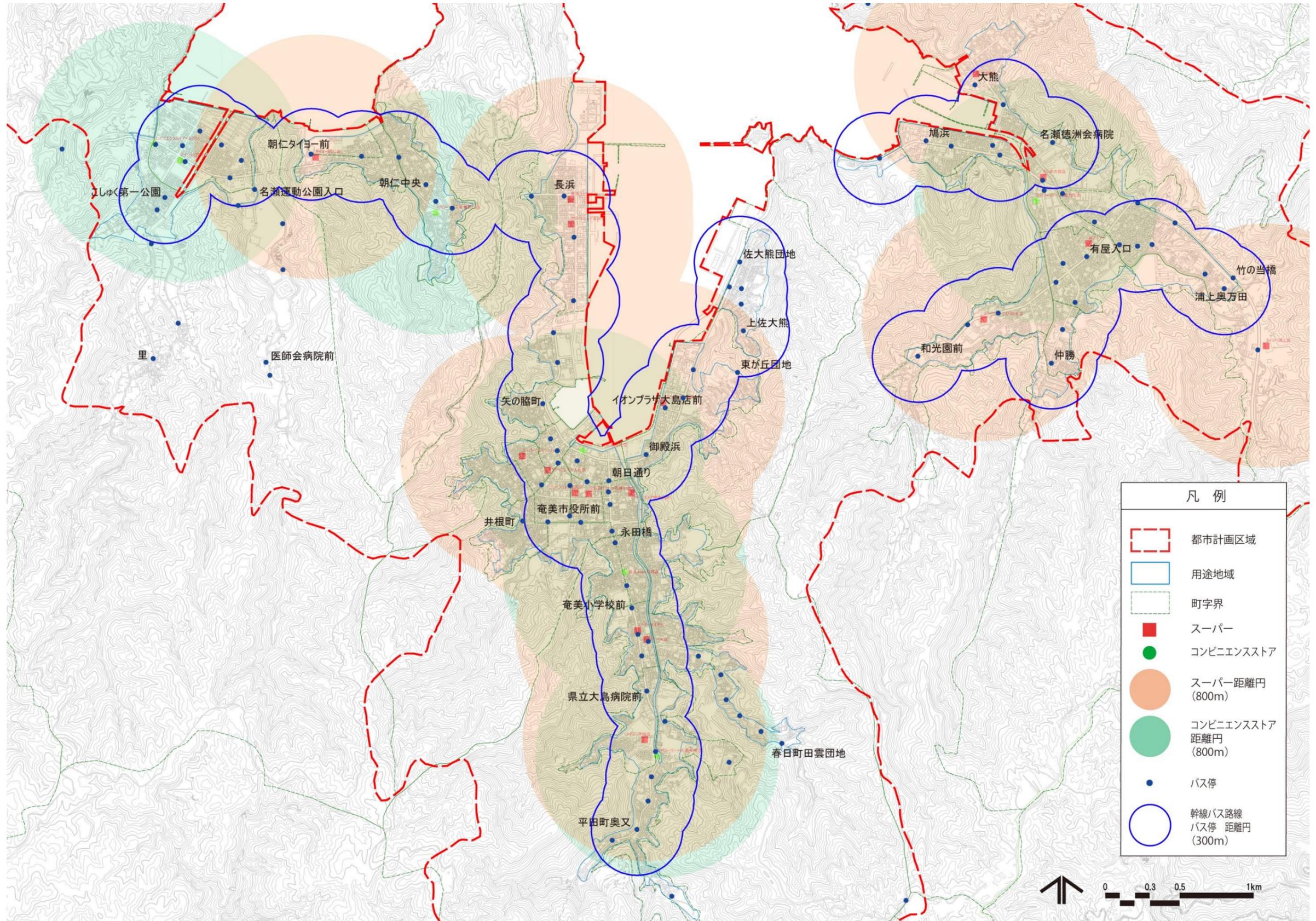


<b>誘導区域の指定</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町丁目単位で見ると、すべての地区で、バスもしくは店舗へのアクセスが可能であり、生活利便性に著しく劣る地区はないため、原則、<u>用途地域内のすべての地区を居住誘導区域</u>とします。</li><li>○ ただし、<u>危険性が高いエリアは除外、一部危険性が残るエリアは減災促進区域</u>とします。</li><li>○ さらに、各地区内には、例えばバスにはアクセス可能だが店舗はないなど、十分に利便性が確保できているとは言い切れない場所もあります。 そのため、<u>今後、地区ミーティング（仮）等を実施</u>し、住民目線で課題を捉え、地域のコミュニティ等も活かしながら、まちづくりの取り組みを進め、利便性の改善等に努めていきます。</li></ul>	

生活利便性

生活利便性が確保される区域として、拠点や公共交通、店舗等への容易なアクセスが可能な以下の範囲を対象

生活利便性が確保されるエリア：■幹線的なバス路線のバス停から近い（300m圏内） もしくは ■店舗（スーパー・コンビニエンスストア）が徒歩圏（800m圏内）





<b>安全性</b>	<p>「都市計画運用指針」に基づき以下のような区域を、危険性が高いエリア、一部危険性が残るエリアとして位置づけ。</p> <p><u>危険性が高いエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■居住誘導区域に含まない区域（農用地区域、自然公園特別地域等）</li> <li>■原則居住誘導区域に含まないこととすべき区域（土砂災害特別警戒区域等）</li> <li>■その他</li> </ul> <p><u>一部危険性が残るエリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■総合的に勘案すべき区域（土砂災害警戒区域、津波浸水区域等）</li> </ul>
------------	--

災害や土地利用の状況および都市計画運用指針等の記載内容を踏まえ、以下のように整理します。

都市計画運用指針	区域名	本市での指定状況	本市での対応方針	
居住誘導区域に含まない・原則含まない	農用地区域、自然公園特別地域、保安林	用途地域内に指定なし	<b>危険性が高いエリア</b>	居住誘導区域から除外
	急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）	用途地域内（境界付近）に指定		
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	用途地域内（境界付近）に指定		
	地すべり防止区域、砂防指定地	用途地域内（境界付近）に指定		
総合的に勘案すべき	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	用途地域内に相当程度指定	<b>一部危険性が残るエリア</b>	居住誘導区域に含む
	調査等により判明した災害の発生のおそれのある区域	過去の浸水被害箇所が用途地域内に存在		
	津波浸水想定における浸水の区域	用途地域内（沿岸部）に存在		
慎重に判断を行うことが望ましい区域	住宅の建築が制限されている区域	臨港地区が用途地域内（沿岸部）に存在	<b>居住に適さないエリア</b>	居住誘導区域から除外
	特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	住宅の建築が制限されている区域はなし		
	過去に住宅地化を進めたものの空地等が散在している区域であって人口等の将来見通しを勘案して誘導を図るべきでないとし市町村が判断する区域	検討過程において将来人口分布を確認	個別検討 （検討の結果、区域に含むこととした上で、今後の地区ごとの検討材料として情報を取りまとめ）	居住誘導区域に含む
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域	小浜町の工業地域について確認	個別検討 （次頁参照）	

※一部、津波災害警戒区域など本市に指定のないものは表から除いています

\*総合的に勘案すべき地域についての考え方⇒「居住誘導区域（減災促進区域）」の設定

- ・ 土砂災害警戒区域等については、市街地中心部を含め、広い範囲に指定されており、これらを除外することで市街地として成り立たなくなるおそれがあります。
- ・ 一方で東日本大震災や豪雨災害等により、近年、災害リスクへの注目が高まっています。

このため、立地適正化計画をコンパクト化とともに災害の起きにくい場所に誘導する計画として位置づけ、これら地域を居住誘導区域に含めた上で、災害へのリスクを住民に認識いただき、防災・減災の取り組みを進める区域として、「**居住誘導区域（減災促進区域）**」を独自区域として設定します。

減災促進区域として設定する範囲

：土砂災害警戒区域、過去の浸水被害箇所、津波浸水想定区域（浸水深 2m以上）

\*慎重に判断を行うことが望ましい区域（小浜地区）について⇒**居住誘導区域に含む**  
 （「工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域」）

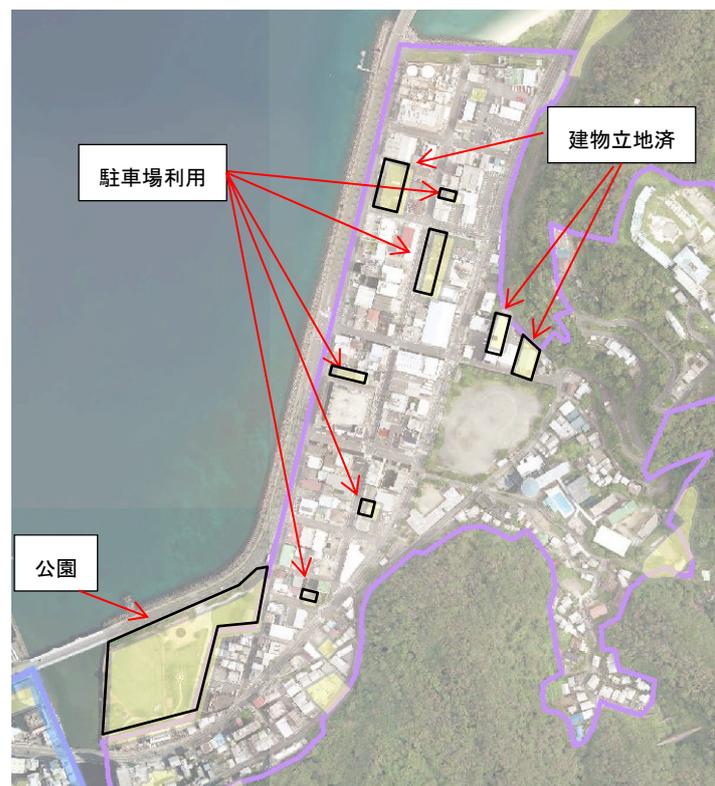
- ・ 本市の工業地域は左下図の箇所（図中水色の範囲）に指定されています。
- ・ 土地利用の状況は一部空地がみられますが、駐車場等として実効的に利用されている土地がほとんどであり、土地利用の需要はあるものと考えられます。
- ・ また工業用途地域ではありますが、工場のほか、大規模商業施設や業務施設、住宅も分布しており、工場に純化した土地利用とはなっていません。

このため、工業系用途地域ではありますが、住居等の誘導を進める場所として**居住誘導区域に含む**こととします。

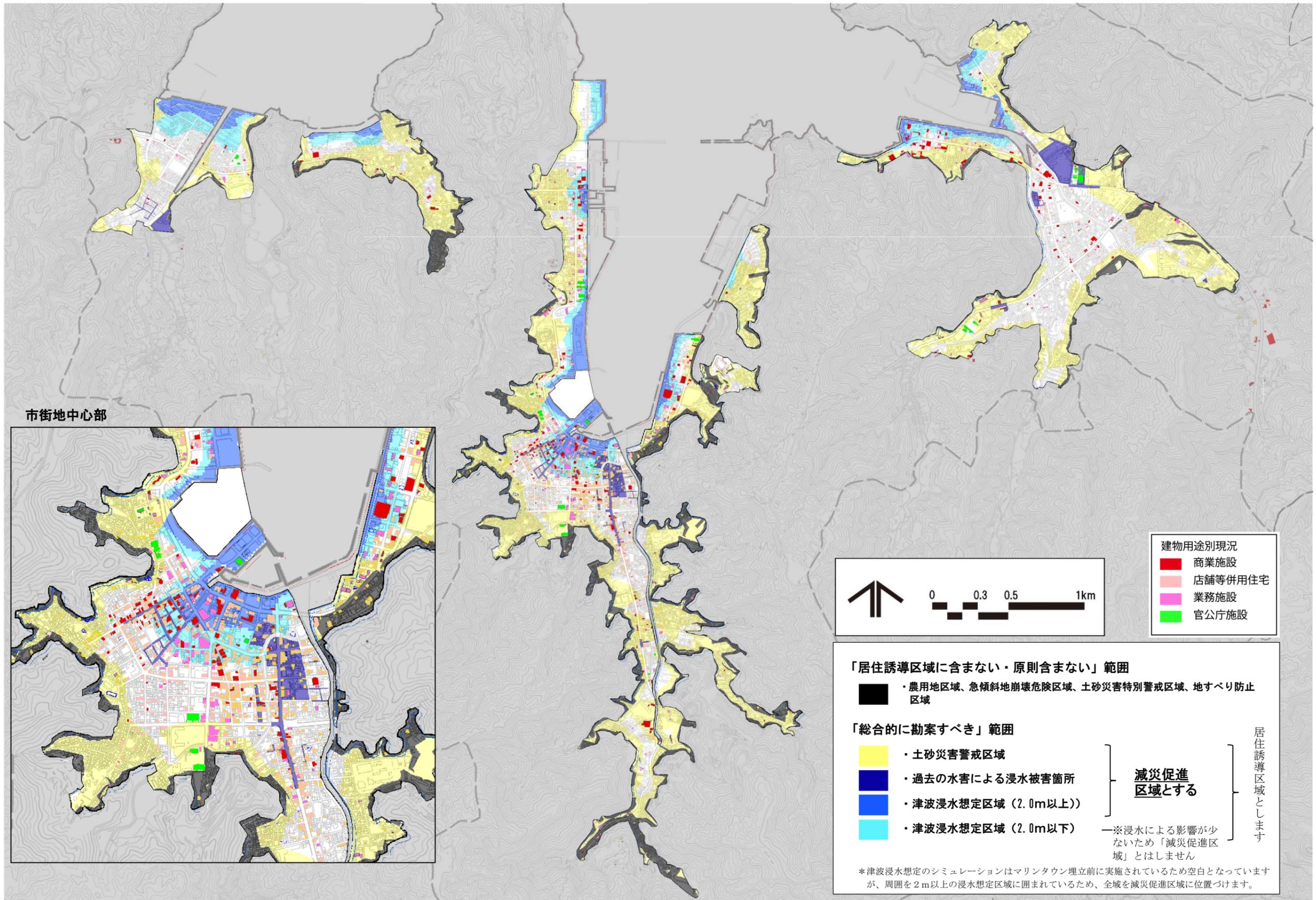
建物用途



空地分布（黄色が空地）



「居住誘導区域に含まない・原則含まない」「総合的に勘案すべき」区域の範囲





## 2. 都市機能誘導区域

### 1) 都市機能誘導区域の指定方針

まちづくりの方針等を踏まえ、都市機能誘導区域およびその前提となる都市機能の考え方を以下の通り整理します。

#### ■都市機能の分類

都市機能は、行政、医療、福祉、商業、観光等様々な分野の施設があると同時に、日常的に利用する身近な生活機能、高頻度では利用しないが必要な高次都市機能など、そのレベルも異なります。

本計画では、それらのうち、まず高次都市機能を計画に位置づけることとします。

その他の生活機能については、各地区への立地が望まれることから、今後、地区ごとに誘導を検討することとし、現時点では計画に位置づけないこととします。



#### ■都市機能誘導区域の指定方針

人口減少とともに都市機能に対する需要が低下する今後も、引き続き機能を島内で維持する必要があるため、郡都名瀬に高次都市機能を集約することを目指し、都市機能誘導区域は名瀬1か所に設定します。

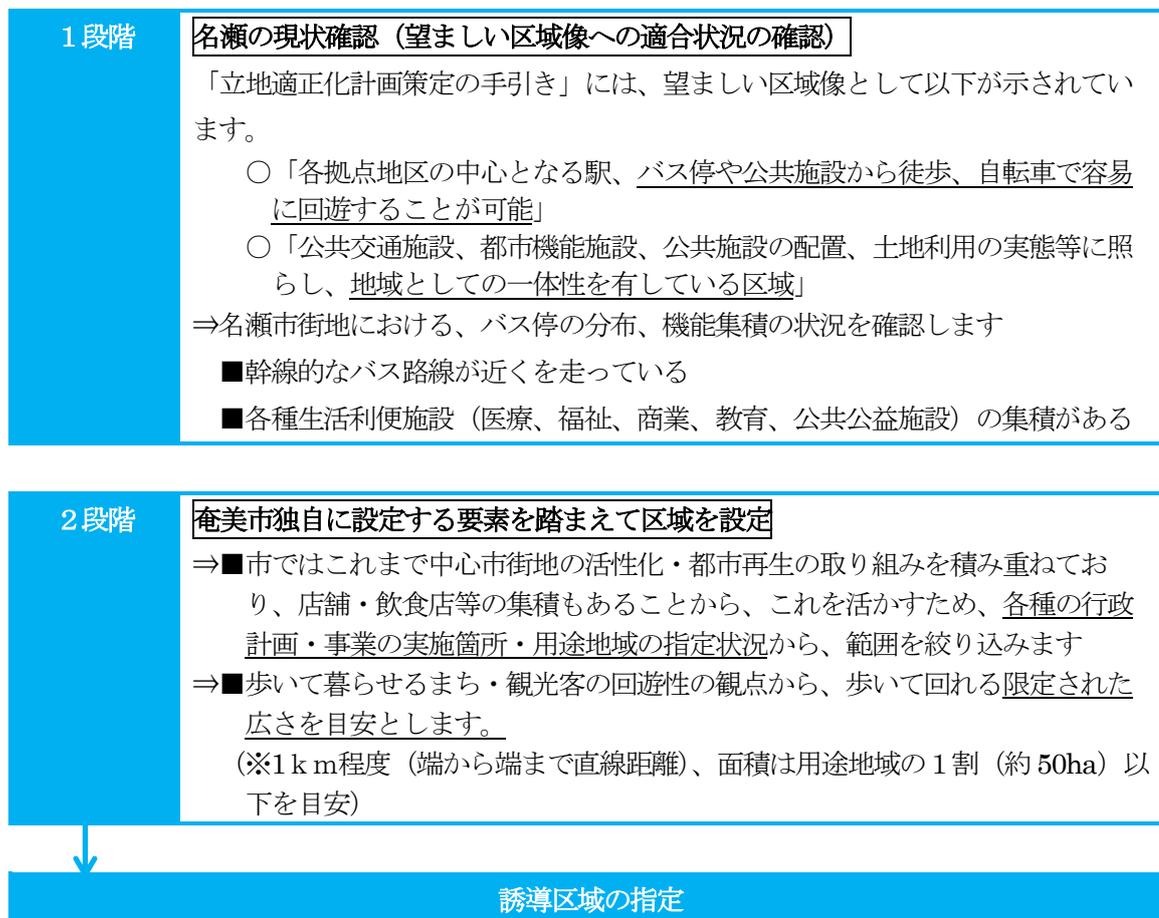
名瀬では、これまで様々な活性化の取り組み等を進めており、すでに主要な都市機能が集まり、かつ市内各地からの公共交通アクセスも便利なことから、都市機能誘導区域を設定し、「生活に必要なサービス機能」と「来訪者が街を楽しむ機能」をあわせ持ち、周辺とつながり、居心地がよく歩きたくなるまちなかとして、人・もの・ことが集まってにぎわいや楽しさが持続的に得られる拠点を目指します。

また、名瀬以外での都市機能誘導区域は、上記の生活機能を今後検討する際に、誘導方策として必要な場合、設定を検討していくこととします。

## ■指定にあたっての考え方

- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に指定することを前提としたうえで、立地適正化計画策定の手引きにおける「望ましい区域像」などの考え方を踏まえ、以下の手順で設定します。

指定方針に基づき、名瀬の中心拠点に区域を指定することとしますが、第一段階において、名瀬中心拠点が都市機能誘導区域として望ましい状況にあるかを確認します。そして第二段階でこれまでの集積等を踏まえ、具体的に区域を絞り込んでいきます。



1段階

名瀬における現状確認 (望ましい区域像への適合状況の確認)

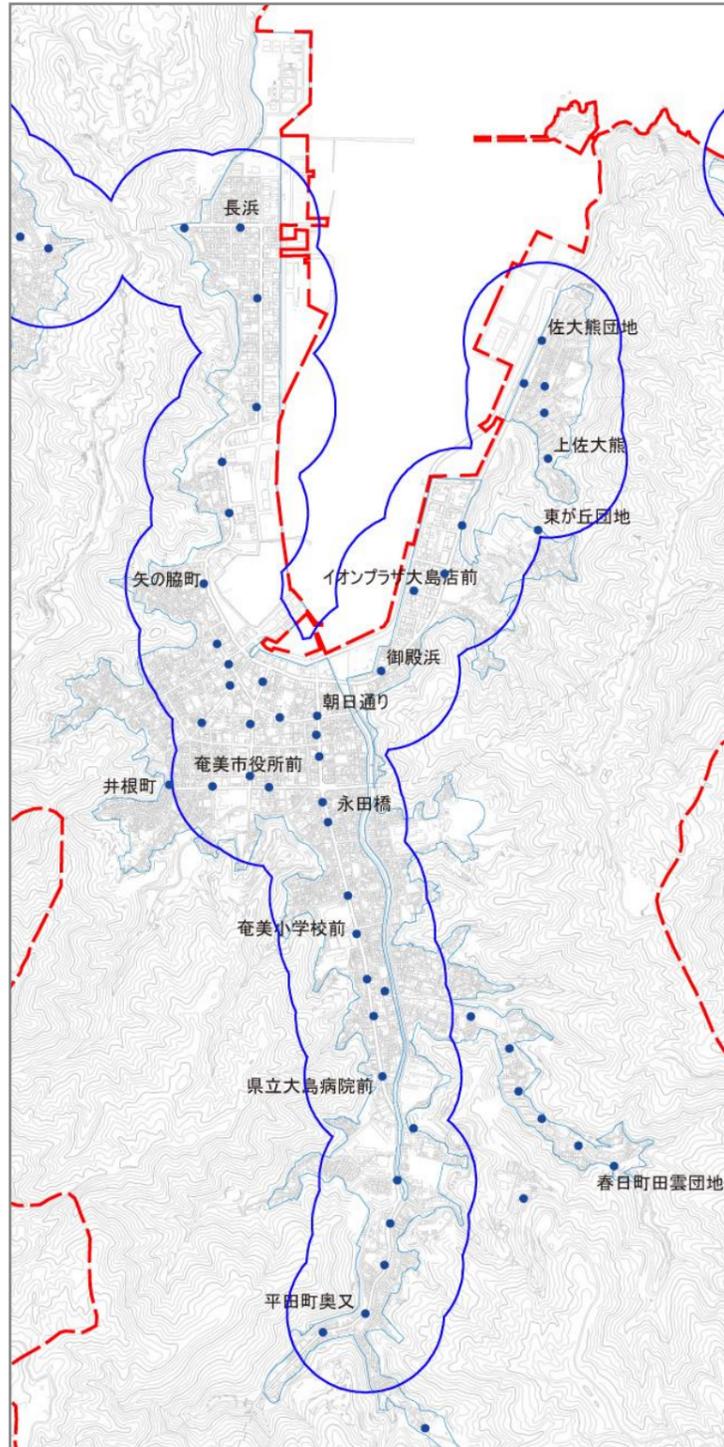
■幹線的なバス路線が近くを走っている

■各種生活利便施設 (医療、福祉、商業、教育、公共公益施設) の集積がある

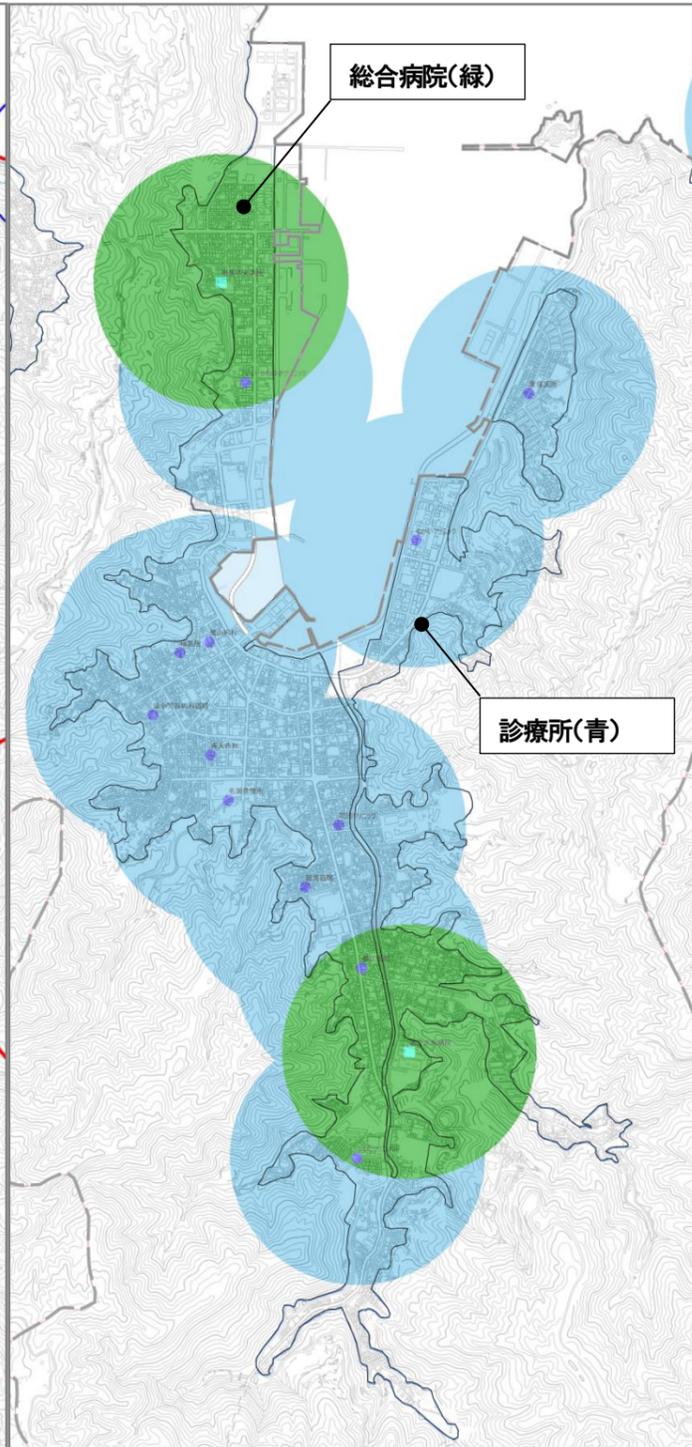
⇒以下図より、名瀬の市街地の大半は複数の施設へのアクセスが可能であるとともに、幹線公共交通の距離圏に入ることが確認できます

公共交通

(片道30本以上のバス停から300m圏)

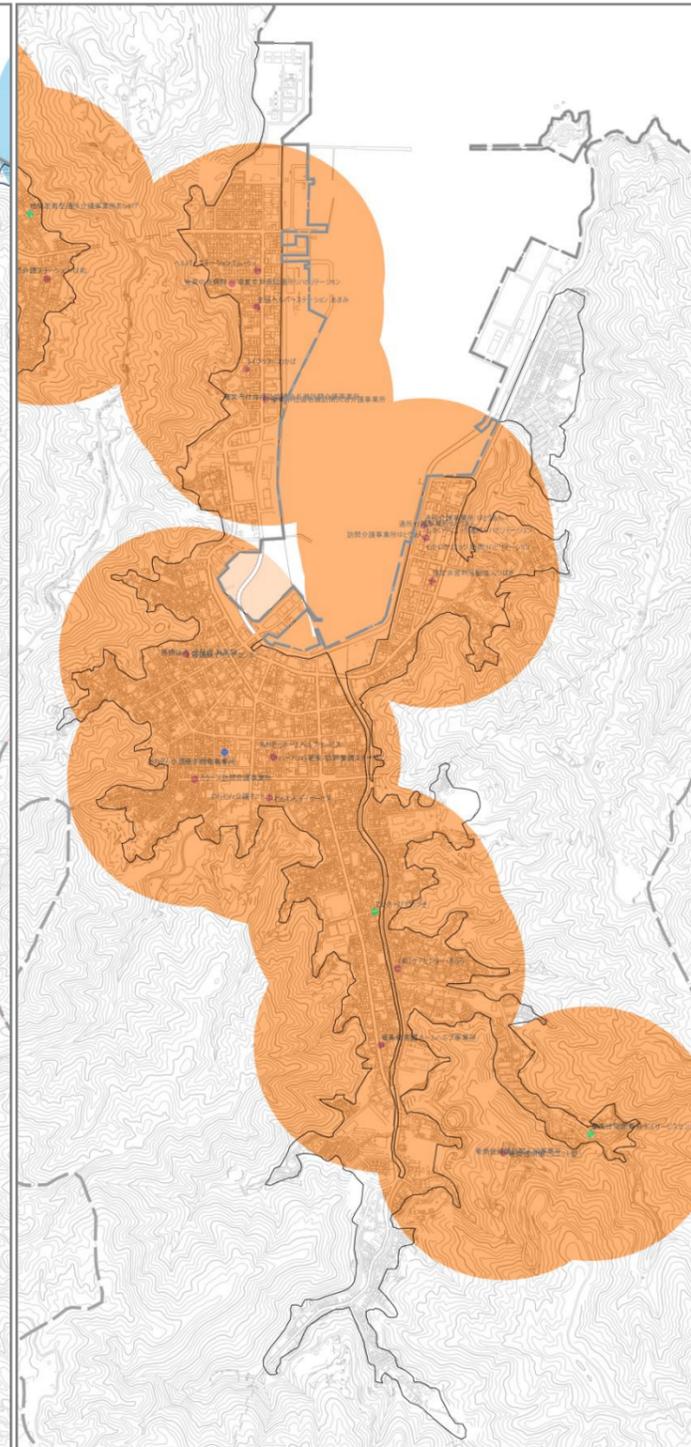


医療施設分布 (500m圏)

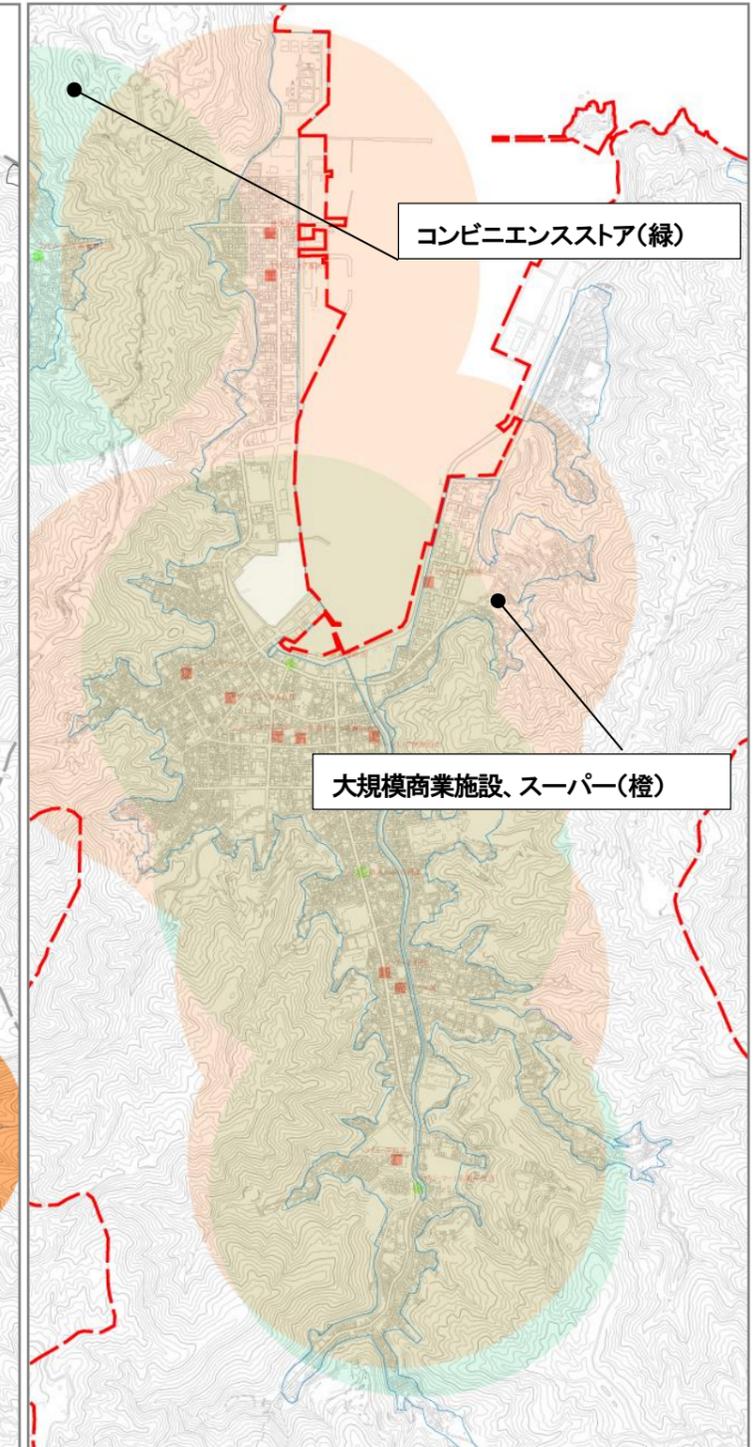


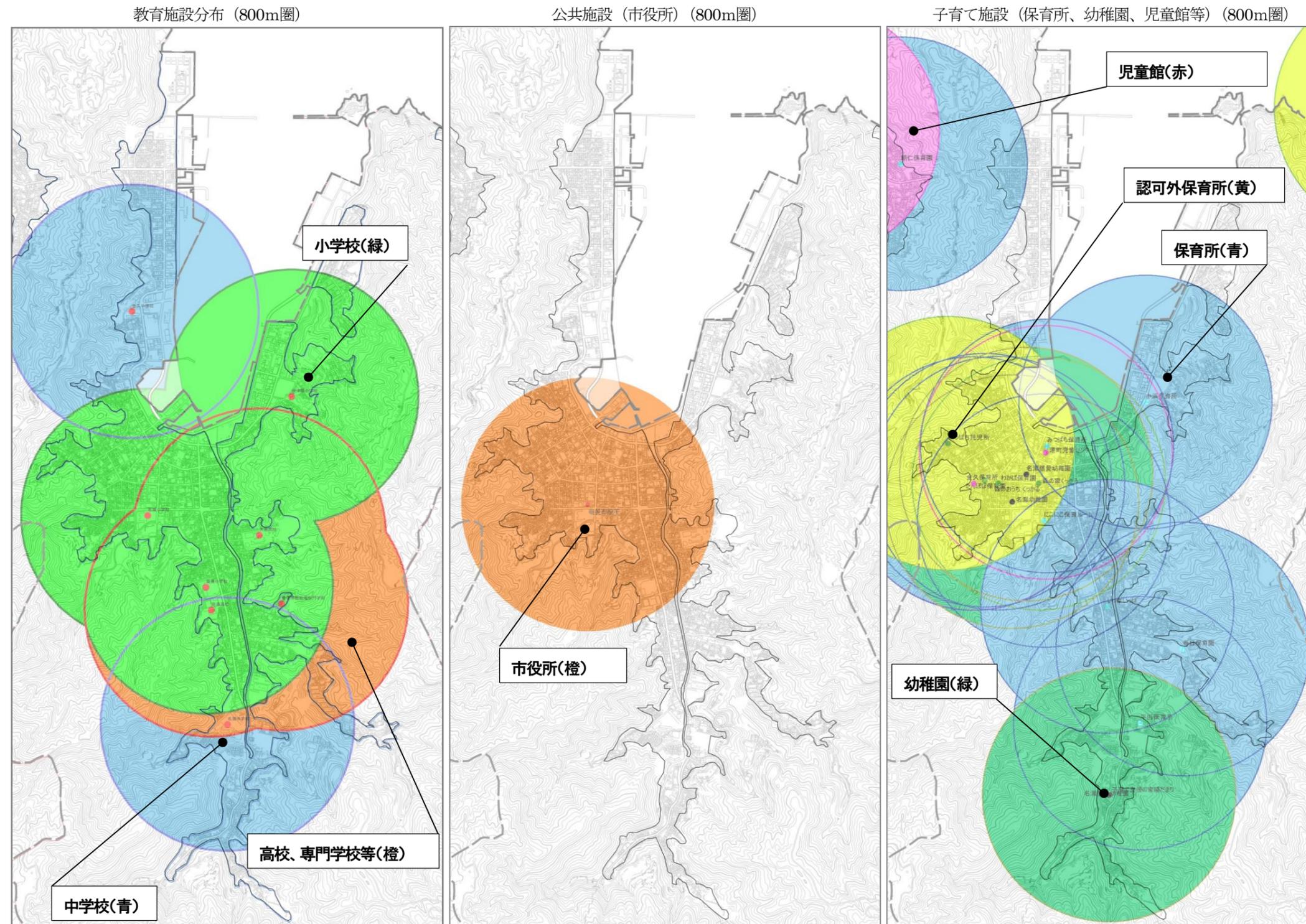
各種生活利便施設 (次頁続く)

福祉施設分布 (500m圏)



商業施設分布 (800m圏)





2段階

**奄美市独自に設定する要素を踏まえて区域を設定**

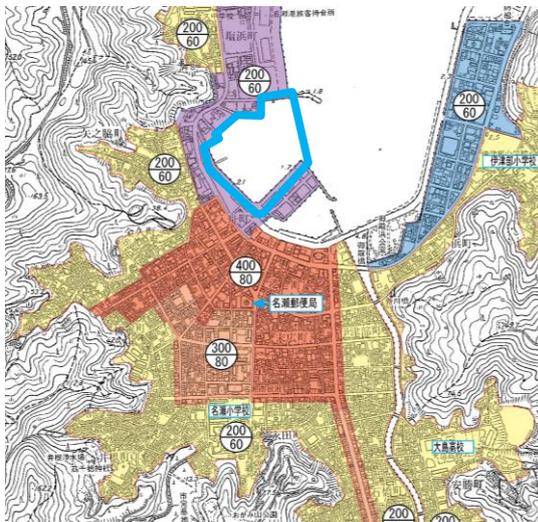
- ⇒ ■市ではこれまで中心市街地の活性化・都市再生の取り組みを積み重ねており、店舗・飲食店等の集積もあることから、これを活かすため、①各種の行政計画・用途地域の指定状況、②事業の実施箇所から、範囲を絞り込みます
- ⇒ ■歩いて暮らせるまち・観光客の回遊性の観点から、歩いて回れる限定された広さを目安とします。(※1km程度(端から端まで直線距離)、面積も用途地域の1割(約50ha)以下を目安)

■各種の行政計画・用途地域の指定状況・事業の実施箇所

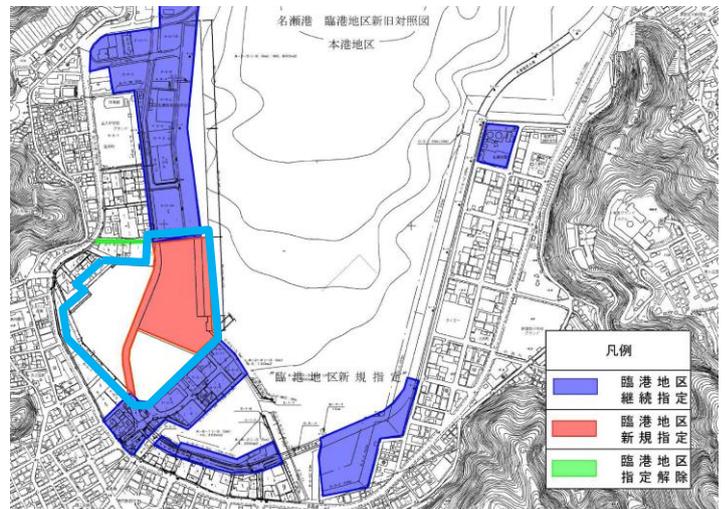
①上位関連計画、用途地域等の指定状況

- 名瀬市街地の中心部には商業地域、近隣商業地域が指定されており、商店街や飲食店などの施設が集積しています。港側は工業地域、準工業地域に指定されています。また沿岸部には埠頭部分などを中心に、臨港地区が指定されています。
- 鹿児島県の区域マスタープランにおいて、現行の商業地域・近隣商業地域およびマリンタウンを中心に商業地が指定されています。また本市の都市計画マスタープランにおいても、中心拠点として、下図に示すまちづくり構想が記載されています。
- マリンタウンにあたる部分(青枠)は埋立を実施し、全域を準工業地域、一部区域を臨港地区に指定しました。今後、観光関連施設や娯楽サービス施設等が整備される予定です。

用途地域の指定状況



臨港地区の指定状況



都市計画区域マスタープラン(鹿児島県)



# 都市計画マスタープラン

## 【中拠点地域のまちづくり構想図】

### 地域づくりのテーマ

ふいもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪  
コンパクトシティ「ゆらうまち」

### 地域づくりの目標

- ◆ 人・ものが集まり、それぞれが有機的に結ばれる魅力的な中心拠点の形成
- ◆ 住みたくなる・訪れたいくなるコンパクトな中心拠点の形成

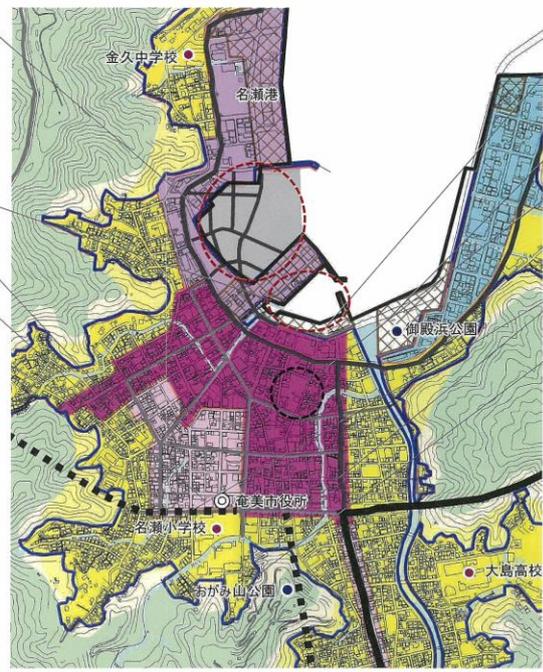
### 地域区分図



- 中心拠点と一体的な土地利用(都市機能用地の確保、交流拠点の整備)
- 用途地域等の指定や計画的な土地利用・市街地整備の検討
- 景観に配慮した道路・歩道の整備や中心拠点として一体的な歩行者ネットワークの構築
- 耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備
- 物流の促進、市街地の一体性の確保に向けて、各地域・拠点を結ぶ道路整備
- 都市機能用地の確保
- (仮)市民交流センターの整備
- 新庁舎の整備
- シンボリックな景観の演出(市役所 他)

### 地域全体に関する方針

- 商業基盤(駐車場・広場等)の整備
- 土地の高度利用・複合利用
- まち中居住の推進(都市型住宅整備、密集市街地の改善等)
- 歩行者ネットワークの整備(回遊道路)
- 幹線バスに接続する新たな公共交通の検討
- 商業基盤(駐車場・広場、案内板等)の整備
- 景観に配慮した市街地整備(道路修景等)
- 核となる施設や交流・滞留空間を結ぶ歩行者ネットワークの整備
- 奄美らしさを感じる空間整備
- 民間事業者との連携やエリアマネジメント等の取り組みの推進



- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 末広・港線の景観の演出
- エリアマネジメント、官民連携事業の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全
- (仮)子育て・保健・福祉複合施設の整備
- バスターミナルの整備
- 子育て支援・バスターミナル等と一体となった公園の整備
- おがみ山バイパス、(仮)三徳山バイパス整備に併せた市街地整備の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全

### 凡例

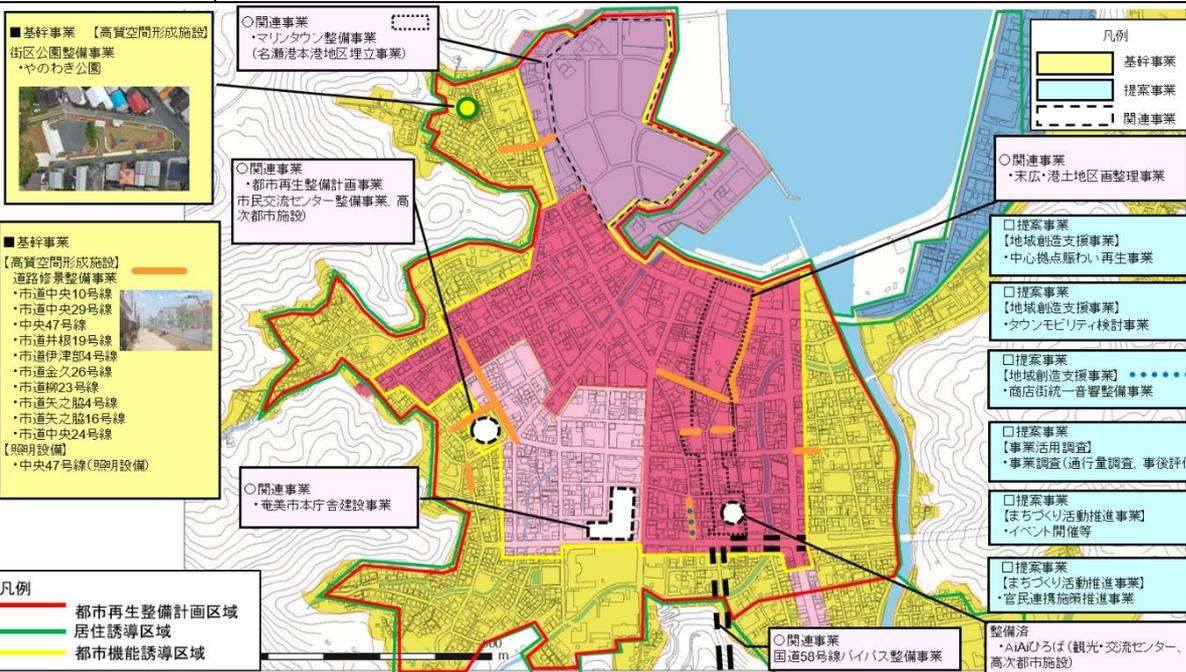
- 土地利用および地域整備の方針
- 施設整備の方針(道路・交通)
- 施設整備の方針(その他地域環境)
- その他(戦略的方針)

□	用途地域界	●	観光地
■	臨港区域	●	学校
■	用途地域	—	広域ネットワーク
■	第一種中高層住居専用地域	—	都市・地域間ネットワーク
■	第二種中高層住居専用地域	—	その他道路
■	第一種住居地域	■	都市地域(市街地)
■	近隣商業地域	■	集落地域
■	商業地域	■	農用地区域
■	準工業地域	■	森林地域
■	工業地域		

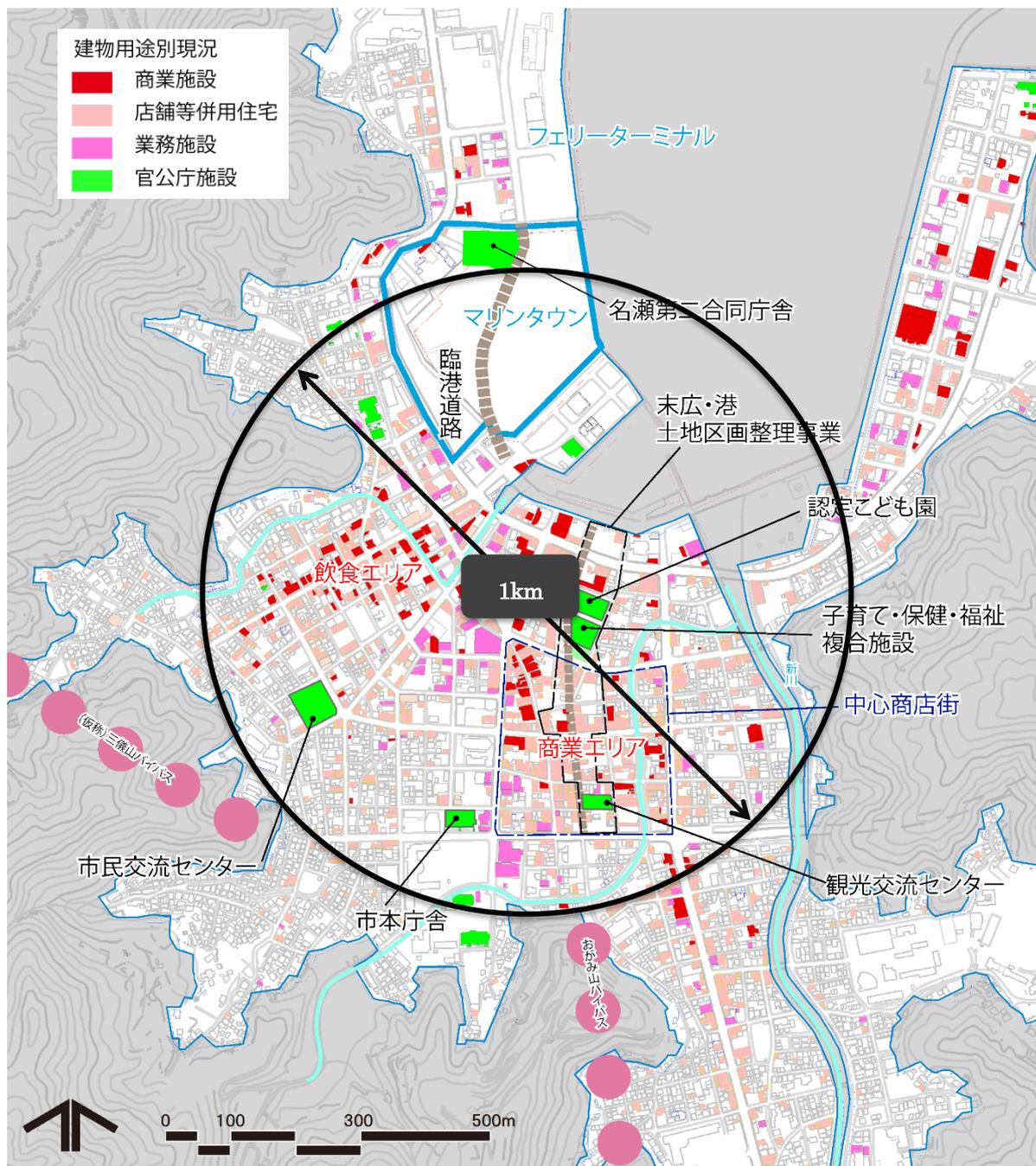
②事業の実施箇所

- 中心市街地の都市再生をはじめ、近年様々な事業等を実施しており、今後予定されているものも含め、以下のような事業が進められています。

近年奄美市で取り組んでいる主な事業

分野	事業・施設（既設含む）																
<p>中心市街地の都市再生 （都市再生整備計画 土地区画整理事業 等）</p>	<p>市本庁舎整備、観光交流センター整備（AiAiひろば）、末広・港土地区画整理事業 子育て・保健・福祉複合施設整備、認定こども園整備、市民交流センター整備 道路修景整備、街区公園整備</p> <p style="text-align: center;">都市再生整備計画（第四期）</p>  <p><b>凡例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基幹事業</li> <li>□ 提案事業</li> <li>○ 関連事業</li> </ul> <p><b>基幹事業</b> 【高質空間形成施設】 街区公園整備事業 ・やのわき公園</p> <p><b>基幹事業</b> 【高質空間形成施設】 道路修景整備事業 ・市道中央10号線 ・市道中央29号線 ・中央47号線 ・市道井根19号線 ・市道伊津部4号線 ・市道金久26号線 ・市道柳23号線 ・市道矢之脇4号線 ・市道矢之脇16号線 ・市道中央24号線 【照明設備】 ・中央47号線(照明設備)</p> <p><b>関連事業</b> ・マリンタウン整備事業 (名瀬港本港地区埋立事業)</p> <p><b>関連事業</b> ・都市再生整備計画事業 市民交流センター整備事業、高次都市施設</p> <p><b>関連事業</b> ・奄美市本庁舎建設事業</p> <p><b>提案事業</b> 【地域創造支援事業】 ・中心拠点賑わい再生事業</p> <p><b>提案事業</b> 【地域創造支援事業】 ・タウンモビリティ検討事業</p> <p><b>提案事業</b> 【地域創造支援事業】 ・商店街統一音響整備事業</p> <p><b>提案事業</b> 【事業活用調査】 ・事業調査(通行量調査、事後評価)</p> <p><b>提案事業</b> 【まちづくり活動推進事業】 ・イベント開催等</p> <p><b>提案事業</b> 【まちづくり活動推進事業】 ・官民連携施設推進事業</p> <p><b>整備済</b> ・AiAiひろば(観光・交流センター、高次都市施設)</p> <p><b>関連事業</b> 国道58号線/バイパス整備事業</p> <p><b>凡例</b> 都市再生整備計画区域 居住誘導区域 都市機能誘導区域</p>																
<p>マリンタウン 整備</p>	<p>臨港道路、緑地、岸壁の整備 各種用地の整備（観光関連施設、 娯楽・サービス施設、流通 関連施設、交通関連施設、住宅、 公共公益施設）</p> <p>マリンタウン土地利用計画→</p>  <table border="1" data-bbox="1321 1697 1437 1809"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光関連施設用地</td> <td>19.2000</td> </tr> <tr> <td>娯楽・サービス施設用地</td> <td>8.1000</td> </tr> <tr> <td>流通関連施設用地</td> <td>7.2000</td> </tr> <tr> <td>交通関連施設用地</td> <td>2.0000</td> </tr> <tr> <td>住宅用地</td> <td>2.3000</td> </tr> <tr> <td>公共公益施設用地</td> <td>2.2000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68.7000</td> </tr> </tbody> </table>	種別	面積(ha)	観光関連施設用地	19.2000	娯楽・サービス施設用地	8.1000	流通関連施設用地	7.2000	交通関連施設用地	2.0000	住宅用地	2.3000	公共公益施設用地	2.2000	計	68.7000
種別	面積(ha)																
観光関連施設用地	19.2000																
娯楽・サービス施設用地	8.1000																
流通関連施設用地	7.2000																
交通関連施設用地	2.0000																
住宅用地	2.3000																
公共公益施設用地	2.2000																
計	68.7000																
<p>道路整備</p>	<p>おがみ山バイパス、(仮称) 三儀山バイパス、 国道58号バイパス(和光トンネル) (整備済)</p>																

名瀬中心拠点における各種事業等



■歩いて回れる限定された広さを目安

○ 複数の施設、店舗を利用する市民や観光目的でまちなかを回遊する観光客が、無理なく歩いて回れる距離として、1km程度の範囲をおおよその規模として設定します。(上図参照)

また、まち全体の規模と中心地の規模の比較の観点から、用途地域の1割(約50ha)程度もあわせて目安として想定します。

## 誘導区域の指定

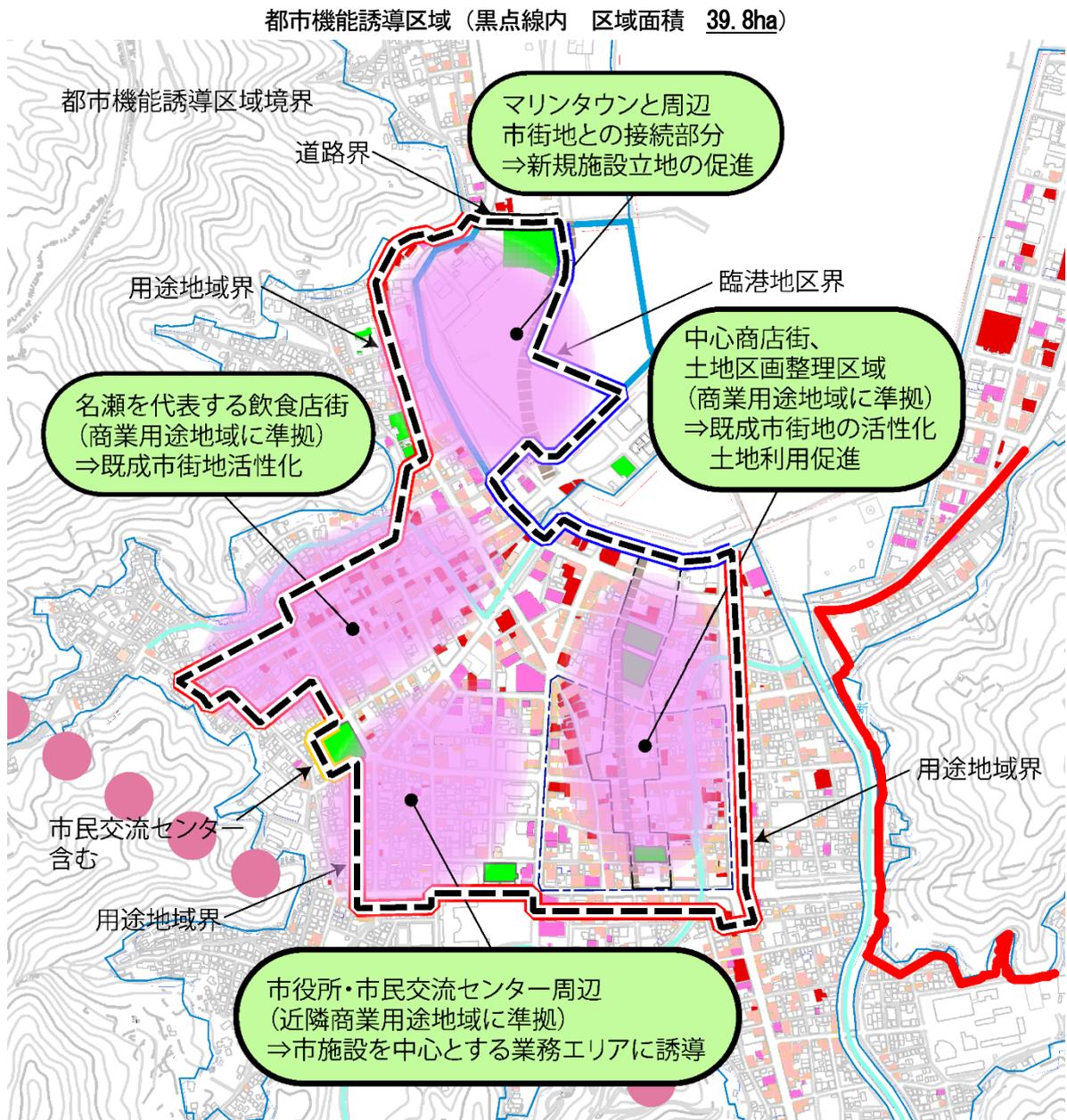
### 【各要素から読み取れること】

- 上位計画や用途地域等において、名瀬の商業地域・近隣商業地域、マリントウン周辺が拠点・商業地として位置づけられています。
- 土地区画整理事業等の基盤整備のほか、特に中心市街地活性化、マリントウン整備等が進められており、これら事業の成果を活用していくことが都市機能集積には有効です。

上記を踏まえ、以下の考え方に基づいて区域を設定します。またこの区域は、市を代表する飲食店街や新しい市街地など特徴あるエリアにより形成されており、これらの特徴に合わせたまちづくりを今後進めていきます。

### 【区域設定の考え方】

- 中心市街地活性化区域のうち、店舗等が集積する商業・近隣商業地域を中心に指定します
- マリントウン・市民交流センターを含みます（公園等の面的基盤施設は除く）
- その他、用途地域・臨港地区等を基本に境界を定めます



## 5) 各区域におけるまちづくりの考え方

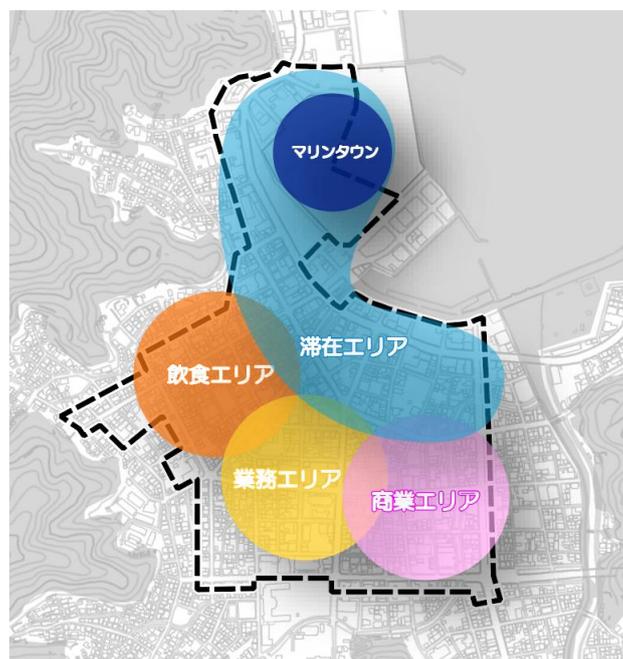
### ①居住誘導区域におけるまちづくりの考え方

- ・ 市の人口の過半数が居住し、各種都市機能や公共交通が充実する居住誘導区域においては、利便性の高い居住環境を維持していくため、福祉、教育、観光交流、移住定住等の各種施策と連携しながら、居住誘導に係る取り組みを進めます。
- ・ 例えば地域包括ケアシステムとの連携、建替えにあわせた土地利用の高度化、民間施設の整備とあわせた公共空間の利活用など、公民が連携して居住空間の充実を図ります。
- ・ また、都市機能誘導区域外の周辺市街地についても、日常的な生活を快適に送ることができるよう、各種サービス機能の立地を促します。
- ・ さらに、減災促進区域に位置づけた範囲やその他地域において、防災の考え方（5章参照）に基づき、防災対策・安全確保策を推進します。

### ②都市機能誘導区域におけるまちづくりの考え方

- ・ 名瀬市街地周辺では、マリントウンから屋仁川通り周辺の飲食エリアをはじめ、中心商業地を含む商業エリア等を含む範囲を都市機能誘導区域として指定しています。
- ・ 従来からの市の中心街である商業エリア、屋仁川通り周辺の飲食エリアといった拠点、またその間に広がる市役所を含む業務エリア、また海沿いの公園・大規模な施設用地を抱えるマリントウンを含む滞在エリアといった、異なる魅力や役割を持つ拠点をつなぎ、市民が日々の生活を送り観光客が滞在を楽しむといったそれぞれの活動を活性化し、地域全体の魅力を高め、にぎわいを生み出していきます。
- ・ 特に観光客や住民を含めて街を楽しめる「職・住・遊」の複合したまちづくり、奄美大島の観光拠点にふさわしい「海」や「緑」を感じられるまちづくりなどを進めます。
- ・ そのため、各拠点をつなぐネットワークの構築、ParkPFI等の公共空間の活用、沿道土地利用の連携した歩行者空間の形成、公的不動産の有効活用などの取り組みを進めていきます。

都市機能誘導区域におけるまちづくりの考え方



### ③居住誘導区域外におけるまちづくりの考え方

- ・ 誘導区域外の郊外拠点や集落地域等においても、地域の生活利便性を保つため、主要集落での利便施設の誘導、公共交通の利便性の維持・向上を図り、ひいては集落地における独自文化の継承に寄与するものとします。

都市機能誘導区域・居住誘導区域図

